

文化の「みやこ」づくりプロジェクト コンクール①

「わたしの町の過去・現在・未来」絵画コンクール

作品募集

～描いてみよう!みんなの町の「過去・現在・未来」～



◎絵のテーマ つぎのテーマのいずれか一つを選んでください。応募できる作品数は一人につき1点です。

「わたしの町の過去」部門 みなさんの町にある文化財(お寺や神社の建物、古墳、お祭り、古い道具、大きな木など)を描いてください。「古いもの」なら内容は自由です。

「わたしの町の現在」部門 みなさんの町の美しい風景や、好きな場所の様子を描いてください。

「わたしの町の未来」部門 みなさんの町が、ずっと未来にどのような町になっているか、または、どのような町になってほしいか、空想して描いてください。

◎画用紙のサイズ 四つ切の画用紙を使用してください。使用する画材は自由ですが、油絵は応募できません。

◎応募資格 京築地区(京都郡・行橋市・築上郡・豊前市)に住んでいるか、または通学している小・中・高校生

◎応募方法 応募票(募集パンフレットをご覧ください)に必要な事項を記入し、画用紙の裏面に貼り付けて、下記の応募先に郵送または持参してください。作品の応募は、学校単位、個人単位、どちらでも受け付けます。

◎応募締切 平成26年9月19日(必着)

◎応募先・問合せ先 みやこ町歴史民俗博物館「絵画コンクール」担当 TEL0930-33-4666

◎賞 グランプリ1点(優秀賞の中から選考)・優秀賞6点・佳作15点以内 ♪応募者全員に記念品を贈呈

◎表彰式 平成26年10月18日(土)、みやこ町中央公民館(犀川支所となり)で開催する歴史文化カレッジ特別講演会(古墳まつり)において表彰します。



文化の「みやこ」づくりプロジェクト コンクール②

「歴史たんけん作文コンクール」

作品募集

～調べてみよう!日本の歴史、わが町の歴史～

◎募集する作文の内容 みなさんが住む町や地域の歴史、おじいちゃん・おばあちゃんに聞いた昔の話、歴史の本を読んだ感想、旅行先で調べた歴史など「歴史」に関することなら内容はなんでもOK!

◎作文の枚数 作文は400字詰め原稿用紙3枚から5枚程度にまとめてください。

◎応募資格 応募できるのは京築地区(京都郡・行橋市・築上郡・豊前市)に住んでいるか、または通学している小学5・6年生

◎応募できる作品数 1人につき1点

◎応募方法 作文には、氏名・学校名・学年を必ず書いて、学校単位または個人単位で下記の応募先に郵送または持参してください。

◎応募締切 平成26年9月19日(必着)

◎応募先・問合せ先 みやこ町歴史民俗博物館「歴史たんけん作文コンクール」担当 TEL0930-33-4666

◎賞 最優秀賞1点・優秀賞5点程度 ♪応募者全員に記念品を贈呈

◎表彰式 平成26年10月18日(土)、みやこ町中央公民館(犀川支所となり)で開催する歴史文化カレッジ特別講演会(古墳まつり)において表彰します。



詳しくは「みやこ町デジタル・ミュージアム」(<http://www.miyako-museum.jp>)に
掲示の募集パンフレットをご覧ください。

みやこの歴史発見伝 77

古文書が語る村の生活と文化 16

小倉室町「御用飴」

三官屋の幕末

〔史料〕

上上演説 不叶

私儀小倉室町二住居仕、三官飴御用承り、又瀬戸物商二渡世仕来候処、御変動之御居宅焼失仕、商品ハ勿論家財迄被奪取、家族其々身すからに御当地之様罷越、知音之者二相便り仮住居仕居候得共、農業日雇持等出来不仕、必至困窮仕候二付、何卒本書之通御免被 仰付被下置候半ハ、小商仕日用取続、尤不遠宿町之内ニ罷出農業をも仕度奉存候、以上

〔解説文〕

申上演説 不叶

卯八月 木山村仮住居 嘉右衛門 同村庄屋 家成弥八郎 (長井手永大庄屋 慶応三年日記七月二十九日条)

三官屋と「御変動」

上に掲げた史料は、慶応三年(一八六七)に、仲津郡木山村(現みやこ町犀川木山)に仮住まいしていた嘉右衛門という人が、商売の許可を藩に願ひ出た文書です。

この嘉右衛門は、元々小倉城下の室町一丁目南側西隅に店を構えていた人物で、その屋号を「三官屋」といいました。小倉藩が諸大名や幕府役人などへの贈答品として用

い、全国的にも知られた小倉名物「三官飴」を製造・販売し、あわせて瀬戸物(陶磁器)を扱う商人でした。

ところが、慶応二年八月の「御変動」(長州戦争に敗色をみた小倉藩が自ら城と城下町に火を放ち、小倉から田川郡へ退却するに至った一連の出来事)により、室町の居宅が焼失。商品や家財は奪ひ取られ、家族は命からがら逃げのび、知り合いを頼って木山村に

仮住まいすることになった、というのです。しかし、雇われて農業に従事することも出来ず、生活は極めて困窮しているの

で、商売の許可をいただきたい、というのが史料の内容です。この時嘉右衛門が許可を願ったのは、天秤棒を担いで行商をする振売りでした(上掲史料同日条)。

ただ、史料の冒頭部分に「不叶(叶わず)」と書き加えられているように、嘉右衛門の願ひは聞き入れられませんでした。理由は、元来町奉行支配の小倉城下に住む者なので、農村支配担当の郡方がそれを扱うのは「支配違い」というものでした(上掲史料八月七日条)。

このあと、三官屋嘉右衛門がどのような足取りをたどったのか、史料からは知り得ません。

三官飴の容器と瀬戸物商

ところで、水飴の一種と思われる三官飴は、小ぶりながらも立派な陶器の壺に入れられているのが特徴で、それを焼いた窯は、時期によって変遷も考えら



▲常盤橋から室町方面をのぞむ。中央の道は旧長崎街道



三官飴

三官飴(北九州市立いのちのたび博物館蔵「豊国名所」より)

れますが、江戸時代後期においては企救郡篠崎村清水町(現小倉北区)に開かれた上野焼系の「清水皿山(清水焼)」でした(松井城二「龍吟成夢」)。そして、この陶器が付加価値を与え、三官飴が小倉の名産品として全国に知られるようになった、と言われています(佐藤浩司「小倉名物三官飴壺の生産と流通」)。

なお、三官屋が飴と共に瀬戸物も商っていたことは、上に掲げた史料で初めて確認されたことです。小倉城下の発掘調査では、陶磁器類が数多く出土しますが、その中には三官屋が販売したものも含まれているかもしれませんが、考えられませんが、三官屋の店先には清水焼の陶器がたくさん並んでいたことでしょう。

(川本英紀)